

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 11 月 6 日 (金) 第 156 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 地域森林計画案の縦覧 (2件) (森林経営課取扱い) 1
- 地域森林計画の変更案の縦覧 (3件) (森林経営課取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定の解除予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 4
- 公有水面の埋立ての免許の申請 (漁港漁場課取扱い) 5
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8

### 公 告

- 建築士の免許の取消しの公告 (建築課取扱い) 9

## 告 示

### 鹿児島県告示第966号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第1項の規定により始良地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和2年11月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称  
始良森林計画区 (霧島市, 始良市及び始良郡一円)
- 2 縦覧の場所  
鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間  
令和2年11月6日から同年12月7日まで

### 鹿児島県告示第967号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第1項の規定により熊毛地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和2年11月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称  
熊毛森林計画区 (西之表市及び熊毛郡一円)

## 2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

## 3 縦覧期間

令和 2 年 11 月 6 日から同年 12 月 7 日まで

**鹿児島県告示第 968 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により奄美大島地域森林計画（平成 29 年 1 月 13 日鹿児島県告示第 14 号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 森林計画区の名称

奄美大島森林計画区（奄美市及び大島郡一円）

## 2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課

## 3 縦覧期間

令和 2 年 11 月 6 日から同年 12 月 7 日まで

**鹿児島県告示第 969 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により大隅地域森林計画（平成 30 年 1 月 12 日鹿児島県告示第 17 号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 森林計画区の名称

大隅森林計画区（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡及び肝属郡一円）

## 2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課

## 3 縦覧期間

令和 2 年 11 月 6 日から同年 12 月 7 日まで

**鹿児島県告示第 970 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により南薩地域森林計画（平成 31 年 1 月 15 日鹿児島県告示第 16 号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 森林計画区の名称

南薩森林計画区（鹿児島市、枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市及び鹿児島郡一円）

## 2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課、鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

## 3 縦覧期間

令和 2 年 11 月 6 日から同年 12 月 7 日まで

**鹿児島県告示第 971 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西之表市国上字櫻ヶ岡 89 番 1

- 2 指定の目的  
公衆の保健

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第 972 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所

南さつま市金峰町高橋字長命堀 4148 番 15・4148 番 17・4148 番 20（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

## 3 解除の理由

廃棄物処理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第 973 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所

南さつま市金峰町高橋字長命堀 4148 番 15・4148 番 17・4148 番 20（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

## 3 解除の理由

廃棄物処理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第974号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
相良医院	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1531番地3	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
加治木メンタルクリニック	始良市加治木町反土1401-1	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第975号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
南日本薬剤センター薬局やくし店	鹿児島市東谷山四丁目33番6号	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
アコンカグア薬局	鹿児島市宇宿八丁目8番7号	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
さと薬局	鹿児島市鼓川町3番21号	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
あさがお薬局真砂店	鹿児島市真砂本町3番71号	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
かごしま北マリンバ薬局	鹿児島市下伊敷三丁目1番6号	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
グリーンティ調剤まさの薬局	南九州市頰娃町別府331	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
ゆのもとマリンバ薬局	日置市東市来町湯田3610番地6	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
あおは薬局	薩摩川内市御陵下町23番地6号	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
ヘルシー薬局西餅田店	始良市西餅田561-1	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
森園薬局	鹿屋市向江町25番4号	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第976号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		

仁愛会クリニック	鹿児島市新栄町 2 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
ひさまつクリニック	鹿児島市上之園町 21 番 7 号湖 城ビル 1 F	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第 977 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
すこやか調剤薬局中山店	鹿児島市中山町 5236 番地 1	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
康心薬局大竜店	鹿児島市大竜町 7 番 10 号シャ トーレ大竜 1 F	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
たいよう薬局中山	鹿児島市山田町 226-1	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
けんびどう薬局	南さつま市加世田武田 18277 番地 6	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
平成薬局	日置市伊集院町大田 795	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
ハーブ調剤薬局	薩摩川内市田崎町 1072-5	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第 978 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
有限会社ヒュー マンケアド リーム	鹿児島市草牟 田二丁目 17 番 17 号	訪問看護ステ ーションオル タナ	鹿児島市草牟 田二丁目 17 番 17 号	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療
特定非営利活 動法人隣の会	鹿屋市笠之原 町 7402 番地 5	訪問看護ステ ーションりん	鹿屋市笠之原 町 7402 番地 5	令和 2 年 4 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第 979 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和 2 年 11 月 6 日から同月 27 日までの間、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所建設課において縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

## 2 埋立区域

### (1) 位置

イ 大島郡瀬戸内町大字久慈字ノミマカリ131番地から同町大字久慈字伊目66番地2に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

ロ 大島郡瀬戸内町大字久慈字伊目11番地1から同町大字久慈字長崎4番地2に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

### (2) 区域

イ 次の点1から点19までを順次に直線で結んだ線及び点19と点1を結んだ線により囲まれた区域

点1 四等三角点「長崎」（北緯28度13分44秒3939，東経129度15分50秒6340）（以下「基点」という。）から314度15分18秒163.78メートルの地点

点2 点1の地点から9度34分51秒20.34メートルの地点

点3 点2の地点から12度24分09秒4.68メートルの地点

点4 点3の地点から22度36分39秒3.92メートルの地点

点5 点4の地点から32度22分14秒5.11メートルの地点

点6 点5の地点から45度16分09秒5.57メートルの地点

点7 点6の地点から54度43分27秒8.88メートルの地点

点8 点7の地点から73度10分16秒5.51メートルの地点

点9 点8の地点から110度11分01秒12.66メートルの地点

点10 点9の地点から160度07分29秒3.02メートルの地点

点11 点10の地点から183度06分09秒3.61メートルの地点

点12 点11の地点から239度50分22秒11.72メートルの地点

点13 点12の地点から234度04分48秒2.82メートルの地点

点14 点13の地点から226度24分48秒8.44メートルの地点

点15 点14の地点から217度14分45秒4.83メートルの地点

点16 点15の地点から212度15分37秒3.43メートルの地点

点17 点16の地点から207度01分26秒7.19メートルの地点

点18 点17の地点から200度32分35秒6.05メートルの地点

点19 点18の地点から201度26分18秒10.30メートルの地点

ロ 次の点20から点51までを順次に直線で結んだ線及び点51と点20を結んだ線により囲まれた区域

点20 基点から328度04分22秒26.68メートルの地点

点21 点20の地点から336度51分20秒10.97メートルの地点

点22 点21の地点から312度35分00秒5.92メートルの地点

点23 点22の地点から307度29分51秒4.91メートルの地点

点24 点23の地点から327度16分00秒4.95メートルの地点

点25 点24の地点から328度17分55秒3.81メートルの地点

点26 点25の地点から343度24分28秒8.57メートルの地点

点27 点26の地点から312度01分21秒2.20メートルの地点

点28 点27の地点から296度09分51秒20.00メートルの地点

点29 点28の地点から296度10分03秒17.70メートルの地点

点30 点29の地点から294度25分42秒2.29メートルの地点

点31 点30の地点から293度12分41秒13.31メートルの地点

点32 点31の地点から288度56分19秒5.37メートルの地点

点33 点32の地点から282度01分18秒12.78メートルの地点

- 点34 点33の地点から276度13分59秒3.72メートルの地点  
点35 点34の地点から266度54分17秒11.37メートルの地点  
点36 点35の地点から276度58分42秒0.54メートルの地点  
点37 点36の地点から276度58分42秒1.48メートルの地点  
点38 点37の地点から310度36分43秒2.96メートルの地点  
点39 点38の地点から344度47分57秒4.06メートルの地点  
点40 点39の地点から81度55分02秒3.48メートルの地点  
点41 点40の地点から63度57分08秒15.41メートルの地点  
点42 点41の地点から81度07分01秒4.91メートルの地点  
点43 点42の地点から82度29分42秒17.31メートルの地点  
点44 点43の地点から99度38分46秒3.24メートルの地点  
点45 点44の地点から108度32分00秒4.80メートルの地点  
点46 点45の地点から113度28分43秒25.37メートルの地点  
点47 点46の地点から116度45分52秒7.58メートルの地点  
点48 点47の地点から137度21分41秒18.55メートルの地点  
点49 点48の地点から148度06分21秒20.53メートルの地点  
点50 点49の地点から153度46分12秒25.77メートルの地点  
点51 点50の地点から223度13分25秒3.08メートルの地点

## (3) 面積

- イ 781.60平方メートル  
ロ 2,006.92平方メートル  
合計 2,788.52平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

大島郡瀬戸内町大字久慈字ノミマカリ131番地から同町大字久慈字長崎4番地2に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

## (2) 区域

次の点1から点45の地点を順次直線で結んだ線及び点45と点1を結んだ線により囲まれた区域

- 点1 基点から328度04分22秒353.24メートルの地点  
点2 点1の地点から277度01分42秒17.94メートルの地点  
点3 点2の地点から307度29分51秒7.52メートルの地点  
点4 点3の地点から327度16分00秒7.70メートルの地点  
点5 点4の地点から328度17分55秒5.94メートルの地点  
点6 点5の地点から343度24分28秒4.24メートルの地点  
点7 点6の地点から297度43分18秒15.61メートルの地点  
点8 点7の地点から296度10分03秒17.27メートルの地点  
点9 点8の地点から294度25分42秒1.90メートルの地点  
点10 点9の地点から293度12分41秒12.59メートルの地点  
点11 点10の地点から288度56分19秒3.91メートルの地点  
点12 点11の地点から282度01分18秒11.12メートルの地点  
点13 点12の地点から276度13分59秒1.74メートルの地点  
点14 点13の地点から266度54分17秒9.11メートルの地点  
点15 点14の地点から258度58分19秒5.36メートルの地点  
点16 点15の地点から239度50分22秒8.44メートルの地点  
点17 点16の地点から234度04分48秒1.06メートルの地点  
点18 点17の地点から226度24分48秒6.24メートルの地点  
点19 点18の地点から217度14分45秒2.97メートルの地点  
点20 点19の地点から212度15分37秒2.09メートルの地点

- 点21 点20の地点から207度01分26秒5.66メートルの地点  
 点22 点21の地点から200度32分35秒4.91メートルの地点  
 点23 点22の地点から255度37分26秒18.49メートルの地点  
 点24 点23の地点から330度08分34秒10.81メートルの地点  
 点25 点24の地点から 9 度34分51秒20.34メートルの地点  
 点26 点25の地点から12度24分09秒4.68メートルの地点  
 点27 点26の地点から22度36分39秒3.92メートルの地点  
 点28 点27の地点から32度22分14秒5.11メートルの地点  
 点29 点28の地点から45度16分09秒5.57メートルの地点  
 点30 点29の地点から54度43分27秒8.88メートルの地点  
 点31 点30の地点から73度10分16秒5.51メートルの地点  
 点32 点31の地点から110度11分01秒12.66メートルの地点  
 点33 点32の地点から72度27分43秒4.48メートルの地点  
 点34 点33の地点から81度55分02秒3.48メートルの地点  
 点35 点34の地点から63度57分08秒15.41メートルの地点  
 点36 点35の地点から81度07分01秒4.91メートルの地点  
 点37 点36の地点から82度29分42秒17.31メートルの地点  
 点38 点37の地点から99度38分46秒3.24メートルの地点  
 点39 点38の地点から108度32分00秒4.79メートルの地点  
 点40 点39の地点から113度28分43秒25.37メートルの地点  
 点41 点40の地点から116度45分52秒7.58メートルの地点  
 点42 点41の地点から137度21分41秒18.55メートルの地点  
 点43 点42の地点から148度06分21秒20.53メートルの地点  
 点44 点43の地点から153度46分12秒25.77メートルの地点  
 点45 点44の地点から223度13分25秒3.08メートルの地点

## (3) 面積

5,283.19平方メートル

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 5 出願年月日

令和 2 年 1 月 10 日

## 始良・伊佐地域振興局告示第35号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 11 月 6 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和 2 年 10 月 6 日	鹿児島市上福元町 3633番地 2 有限会社瀆蔵 取締役 鮫島以和	始良市平松字大緑5038番 2	51.80	4.10~7.02
令和 2 年 10 月 13 日	鹿児島市西別府町 2941番地26 万代ホーム株式会 社 代表取締役	始良市東餅田字南総禅寺 2360番26	38.32	6.00



濱田龍彦

## 公 告

## 建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により，次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	建築士の別	登録番号	
令和 2 年 9 月 24 日	小 菌 清 文	二級建築士	鹿児島県知事 登録第5299号	建築士法第8条の2の規定による届出があったため